

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	水産庁増殖推進部研究指導課
部署の業務内容	水産業に関する試験、研究、技術開発、技術の普及、沿岸漁業改善資金、独法水産総合研究センターの運営等に関すること

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	当課は、研究者、技術者と対応する業務が多いが、所管する研究、技術開発等に関する国民各層、関係業界等からの問合せには可能な限り親切的な対応を心がけている。今後、研究・技術開発成果の国民一般、関係者への一層の広報に努めていきたい。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民から直接、苦情を受ける場合は少なく、特にルール化は行っていないが、研究、技術開発に関する問合せには可能な限り親切的な対応を心がけている。今後、研究、技術開発等に関する要請等について課内での情報共有のルール化を行ってきたい。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	一般国民が参加できる独法水産総合研究センターの研究成果発表会、シンポジウム、地域水産加工セミナー等を通じて国民への成果の説明に努めている。 水産総合研究センター、都道府県水産試験場等で構成される情報交換の場(地域水産試験振興協議会、全国水産試験場会等)で定期的に現場でのニーズを把握し意見交換を行い研究技術開発行政のあり方を検討している。 研究技術開発成果については、現地説明会の開催等で国民、関係者への説明に努めてきたが、今後、一層積極的な説明を行って行きたい。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	独立行政法人水産総合研究センター、水産大学校の予算・業務実績評価、(社)海洋水産システム協会、(社)マリノフォーラム21、(社)水産大学校校友会、(社)水産無脊椎動物研究所の指導監督業務を行っている。研究・技術開発面で業の振興と消費者利益が一致しないことはあまり想定されないが農林水産業全体としては一致しない場合があるとの認識は持っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	直接的な業務はないものの、間接的に食の安全にかかる技術開発の企画や成果の現場への普及促進に関する業務を推進している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	直接的な業務はないものの、間接的に食の安全にかかる技術開発の企画や成果の現場への普及促進に関する業務の推進に際して、国民の健康を守ること及び国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点重視し、情報共有等の取組を推進していくこととしている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			